

## おかやまテクノロジー展開催事業委託業務仕様書

### 1 委託業務名

おかやまテクノロジー展開催事業委託業務

### 2 業務の目的

県内の機械系ものづくり関連企業等の新技術・製品開発力・製品等を展示し、大手メーカーの担当者等にPRすることにより、県内ものづくり企業の販路拡大につなげるため、おかやまテクノロジー展を開催する。

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 開催概要

#### (1) リアル展示商談会

- ア 開催時期 令和8年11月中旬(予定)
- イ 開催期間 連続した2日間
- ウ 開催場所 コンベックス岡山(岡山市北区大内田675)
- エ 出展規模 330小間程度
- オ 展示物 主たる事業所を県内に有する機械系ものづくり企業等の優れた技術や製品等。ただし、一定の要件を満たす場合に限り、県外の機械系ものづくり関連企業の展示も可とし、この場合の県外企業の出展数の上限は30小間程度とする。

#### (2) オンライン展示商談会

- ア 公開時期 令和8年10月下旬～令和8年12月中頃(予定)
- イ 公開場所 おかやまテクノロジー展オンラインサイト  
※おかやまテクノロジー展公式ホームページ内にバナーを作成
- ウ 出展規模 200社程度

### 5 業務の内容

#### (1) リアル展示商談会

- ア 県内企業が有する技術・製品及び県内外大手メーカーのニーズを把握し、リアル展示商談会を企画、選定、調整
  - (ア) 実施に際しては、県と協議の上、受託期間の「運営マニュアル」及び「実施スケジュール」を作成すること。様式は任意とする。
  - (イ) 開催にあたっては、以下の内容を実施検討すること。より効果があると思われる方法がある場合は別途提案すること。
    - a 企業展示ブース(1小間=幅3,000mm×奥行2,000mm×高2,400mm程度)
    - (a) 受託者が保有する知見を活用し、出展企業にとってより効果的な展示となる装飾案を提示すること。

- (b) 出展企業は出展テーマごとにゾーンを設け、配置すること。なお、各ゾーンの区別がつくよう工夫すること。
- b 企画展示コーナー（3コーナー程度）
  - (a) 工作機械展示など、テーマ別に展示コーナーを設置すること。
  - (b) 企画案・装飾案については、受託後に打ち合わせを通して県と協議の上決定すること。
  - (c) 出展企業の意向に沿ってコーナー造作、電気・施工工事に対応すること。
- c 総合受付（幅8,000mm×奥行2,500mm×高さ4,500mm程度）
  - (a) 出入通路は、出入が混在しないようにチェーン等で仕切り造作すること。
  - (b) 受付付近に案内サインを設置すること。
- d 無料相談コーナー（1か所程度）
  - (a) 来場者、出展企業等が経営相談等を行える総合相談コーナーを設置すること。
- e 商談スペース
  - (a) 会場内に出展者が商談できる商談スペースを効果的に設置すること。
  - (b) 大展示場内に2か所、中展示場内に1か所程度設置すること。
- f 講演会（4講演程度）
  - (a) 講師の選定及び出演調整（講師に係る経費の支出も含む。）をすること。
  - (b) 展示商談会の趣旨に沿った講演者、テーマの提案を行うこと。
  - (c) 講演会を行う上での備品（※演台、マイク、プロジェクター、スクリーン、音響設備、演題、めくり垂れ紙、照明等）を設置すること。
- g 出展者プレゼンテーションコーナー（出展企業の中から12社程度）
  - (a) プレゼンを行う上での備品（※演台、マイク、プロジェクター、スクリーン、音響設備、演題、照明等）を設置すること。
- h ストックヤード
  - (a) 会場空きスペースに設置すること。
- i 飲食ブース（8店舗程度）
  - (a) 1店舗につき1テント（あるいは小間）、机2台、椅子2脚を用意すること。電気コンセント及び共用シンクは、出店者の要望に合わせて設置すること。（ただし、調理器具及び焼台、プロパン、消火器、看板、ゴミ箱等は、原則として出店者側で準備すること。）
  - (b) 休憩コーナーを設置すること。
- j おみやげブース（2店舗程度）
  - (a) 1店舗につき1テント（あるいは小間）、机2台、椅子2脚を用意すること。
- イ リアル展示商談会の開催日時及び開催場所の選定・手配（ただし、決定に際しては、県の了解を得ること。）
- ウ 会場の設計、設営、撤去等
  - (ア) 受託者が保有する知見を活用し、展示会がより効果的（出展企業のPR、商談数の増加等）になるような会場図及びブース配置図（出展企業の配置）を、図面等を利用して提案すること。
  - (イ) 受託者は、以下に留意し、会場の設計・設営及び撤収を行うこと。
    - a 関連法規を遵守したレイアウトとすること。

- b 来場者の滞留を極力避けるために、出展ブース及び各コーナーの配置等を考慮すること。
- c 来場者及び出展者に危険をおよぼす恐れのある装飾は避けること。
- d 来場者を会場へ誘導するわかりやすいサイン等を設置すること。
- e 会場利用に関する規則を十分に把握すること。
- f 設営から撤去の間に生じた廃棄物の処分は責任をもって行うこと。

#### エ 事業の広報

(ア) 受託者先のネットワークや媒体を活用し、幅広く展示会開催の周知を行うこと。

(イ) 来場者募集のための以下のとおりPR活動を行うこと。

- a 県指定のキービジュアルを基に出展募集、来場募集チラシ（A4）及びポスターを作成すること。
  - ※出展募集チラシ 7,500 部程度
  - ※来場募集チラシ 80,000 部程度
  - ※ポスター 500 部程度
- b 出展企業の詳細な情報（出展企業名、出展製品、製品写真、連絡先等）を掲載した出展企業ガイドブックを作成し、事前PRのために出展者及び関係機関への配布を行うこと。
  - ※出展企業ガイドブック 10,000 部程度
- c 来場者数（リアル・オンライン両方）の増大を目指し、新聞、雑誌、TV、ラジオ、交通広告、ウェブ等の媒体を駆使することで、効果的かつより効率的な広報広告を実施すること。紙媒体用のデジタルデータを提供すると共に、ウェブを使用した広報広告の提案を行うこと。
- d バナースタンド、入場証、アンケート、入場者用受付フォーム、ノベルティ等の企画・制作・印刷などを実施すること。各媒体の作成については、ホームページと連動させ、より効果が見込めるよう工夫すること。  
なお、各種製作物のデザイン・記載項目等については、受託後に県と確認・調整を行うこと。

#### オ 参加企業の募集調整

(ア) 受託者先のネットワークを活用し、幅広く出展企業を募集すること。

- a 県内に主たる事業所を有する機械系ものづくり関連企業等
  - (a) 次の要件をすべて満たす者とする。
    - ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
    - ・岡山県税の滞納がないこと。
  - (b) その他詳細な要件については、県と協議の上、別途定めること。
- b 県外の機械系ものづくり関連企業等
  - (a) 上記 a に準ずるものとし、その他詳細な要件については、県と協議の上、別途定めること。

#### カ 出展者説明会の開催及び個別相談対応

(ア) 出展企業に対し、以下のとおり説明及び個別相談対応を行うこと。

- a ブース装飾に関する見識を有する担当者が装飾の基礎知識や注意点についてのセミナ

一を実施すること。

- b 出展マニュアル、レイアウト図、セミナー資料等を準備して配布すること。出展に際しての詳細を丁寧かつわかりやすく説明（質疑応答を含む）すること。

キ 会期当日の総括、管理及び運営

(ア) 受託者は、展示会が円滑かつ安全に遂行できるよう必要なスタッフ及び備品を確保し、配置すること。

(イ) 開催当日の運営、人員配置、時間管理、進行については、県と十分な連絡調整を行うこと。

(ウ) 来場者の来場手段を手配すること。

ク 出展企業のフォローアップ

(ア) 本展示商談会に関する企業・団体等からの問い合わせに対応すること。また、必要に応じて効果的な出展方法などの助言を行うこと。

(イ) 出展企業のフォローアップ調査を行い、展示会後の商談成立支援や他の展示商談会へ出展する際のアドバイス等を行うこと。

ケ 公式ホームページの管理

(ア) 公式ホームページは、受託者が用意するサーバー上に設けること。なお、サーバー利用、ドメイン使用料、SSL証明書等維持経費及びホームページの保守・管理料が発生する場合には、見積書に含めること。

(イ) ホームページの日常的な更新による新情報の追加等を行うこと。

コ アンケートの実施及び集計

(ア) アンケート項目については、事前に県と打ち合わせをすること。

(イ) 当日配布、回収した来場者アンケート及び出展企業アンケートを集計すること。なお、出展企業アンケートについては当日未回収のものがあれば、後日必ず回収すること。

(ウ) 回収したアンケートを集計し、開催結果と今後に向けた課題等を分析すること。

サ 成果報告書の作成

(ア) 当日の展示商談会全体の様子、アンケートの結果等を報告書としてまとめ提出すること。

シ その他

(ア) 感染症その他の事情により、展示商談会開催が困難である場合は、県と協議の上、オンライン展示商談会を活用した手法により代替開催する等柔軟な対応を行うこと。

(イ) 出展に係る費用については、以下のとおりとする。（ただし、出展企業の状況等により、出展料を改訂する場合がある。）

- ・ 県内中小企業 66,000 円（税込）／1 小間
- ・ 県内大企業 105,600 円（税込）／1 小間
- ・ 県内共同出展団体 105,600 円（税込）／1 小間
- ・ 県外中小企業 132,000 円（税込）／1 小間
- ・ 県外大企業 211,200 円（税込）／1 小間
- ・ 県外共同出展団体 211,200 円（税込）／1 小間

※中小企業とは、「中小企業基本法」の定義に基づく。大企業とは、中小企業以外をいう。

※共同出展団体とは、共同受注活動又は共同研究を行う複数社からなる団体。

※出展料は、当該委託事業に充当するものとし、委託実績報告では、この収入も含め事

業報告するものとする。なお、出展料が見込みを超過した場合は、事前に県と協議の上、当該委託事業を拡充するものに充当することができるものとする。

## (2) オンライン展示商談会

ア 県内企業が有する技術・製品及び県内外大手メーカーのニーズを把握し、オンライン展示商談会の企画、選定、調整

(ア) 開催にあたっては、以下の内容を実施検討すること。より効果があると思われる方法がある場合は別途提案すること。

a 企業展示ブース

(a) オンラインサイト内展示ブースへの企業の出展

b 講演会（2講演程度）

(a) 講師の選定及び出演調整（講師に係る経費の支出も含む。）

(b) 展示商談会の趣旨に沿った講演者、テーマの提案を行うこと。

c 出展者プレゼンテーション（出展企業の中から12社程度）

d ウェブ商談フォーム

e 問い合わせフォーム

イ オンラインサイトの開設準備

(ア) オンラインサイトは、受託者が用意するサーバー上に設けること。なお、サーバー利用料、ドメイン使用料、SSL証明書等維持経費及びホームページの保守・管理料が発生する場合には、見積額に含めること。

※運用後の軽微な機能修正を含むものとする。

ウ オンラインサイトへの掲載作業

エ 掲載動画を制作する企業に対する支援

(ア) 企業展示ブースに掲載する動画について、出展企業から希望があれば制作に対する支援を行うこと。

オ 事業の広報

(ア) 5(1)エと併せて実施すること。

カ 参加企業の募集調整

(ア) 受託者先のネットワークを活用し、幅広く出展企業を募集すること。

a 県内に主たる事業所を有する機械系ものづくり関連企業等

(a) 次の要件をすべて満たす者とする。

・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

・岡山県税の滞納がないこと。

(b) その他詳細な要件については、県と協議の上、別途定めること。

(イ) 県外の機械系ものづくり関連企業等

(a) 上記aに準ずるものとし、その他詳細な要件については、県と協議の上、別途定めること。

キ 出展者説明会の開催及び個別相談対応

(ア) 出展企業に対し、以下のとおり説明及び個別相談対応を行うこと。

a オンライン展示への掲載に関する見識を有する担当者が、掲載の注意点等についてのセ

ミナーを必要に応じて実施すること。

- b 出展マニュアル、セミナー資料等を準備して配布すること。出展に際しての詳細を丁寧かつわかりやすく説明（質疑応答を含む）すること。

#### ク 公開期間中の管理及び運営

(ア) 管理及び運営にあたっては、以下に留意すること。

- a 公開期間中は、24時間を前提とし、安定的に稼働すること。計画停止する場合は、3日前までに県に連絡を行い、協議の上で決定すること。
- b 障害対応等に関して即座の対応ができるよう、適切な体制を整えること。障害が発生した場合はその日中に対応することとし、即日の対応が難しい場合には県へ連絡し、対応を協議すること。
- c 検索エンジン（Google、Yahoo 等）のSEO（検索エンジン最適化）対策を実施すること。
- d 常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

(イ) ウェブ商談フォームからの商談申込みに対応すること。

(ウ) 問い合わせフォームからの問い合わせに対応すること。

#### ケ オンラインサイトの保守・運用

(ア) 事業に必要なオンラインサイト更新及びメンテナンスを行うこと。

#### コ 出展企業のフォローアップ

(ア) 本展示商談会に関する企業・団体等からの問い合わせに対応すること。また、必要に応じて効果的な出展方法などの助言を行うこと。

#### サ 成果報告書の作成

(ア) サイトへのアクセス数、アンケートの結果等を報告書としてまとめ提出すること。

#### シ その他

(ア) 出展に係る費用については、以下のとおりとする。（ただし、出展企業の状況等により、出展料を改訂する場合がある。）

- ・ 県内企業 13,200 円（税込）／1 ブース
- ・ 県外企業 26,400 円（税込）／1 ブース

※出展料は、当該委託事業に充当するものとし、委託実績報告では、この収入も含め事業報告するものとする。なお、出展料が見込みを超過した場合は、事前に県と協議の上、当該委託事業を拡充するものに充当することができるものとする。

## 6 委託業務に関わる条件

- (1) 各種工業製品の販路開拓に見識を有する者等を、上記業務に従事させるとともに、会期当日、運営に支障がない体制とすること。
- (2) 受託者は、業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報等を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

(4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。

(5) 委託業務実施にあたっては県の指示に従うこと。

## 7 実績報告書等の提出

委託業務終了後、速やかに実績報告書及び収支決算書を提出すること。

## 8 契約限度額

58,192,202円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 9 その他

(1) 委託業務の成果物に係る著作権等は、岡山県に帰属する。

(2) 本事業の実施に際して知り得た企業及び個人の事実・情報等については、契約期間中のみならず、契約期間終了後も守秘義務を遵守することとする。

(3) 委託業務の実施に必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器を使用すること。なお、これによりがたい場合は、リース等による対応とすること。

(4) 受託者は、当該業務の遂行方法等について不明な点が生じたときや本仕様書に定めのない事項に関しては、その都度県と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。

(5) 県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。